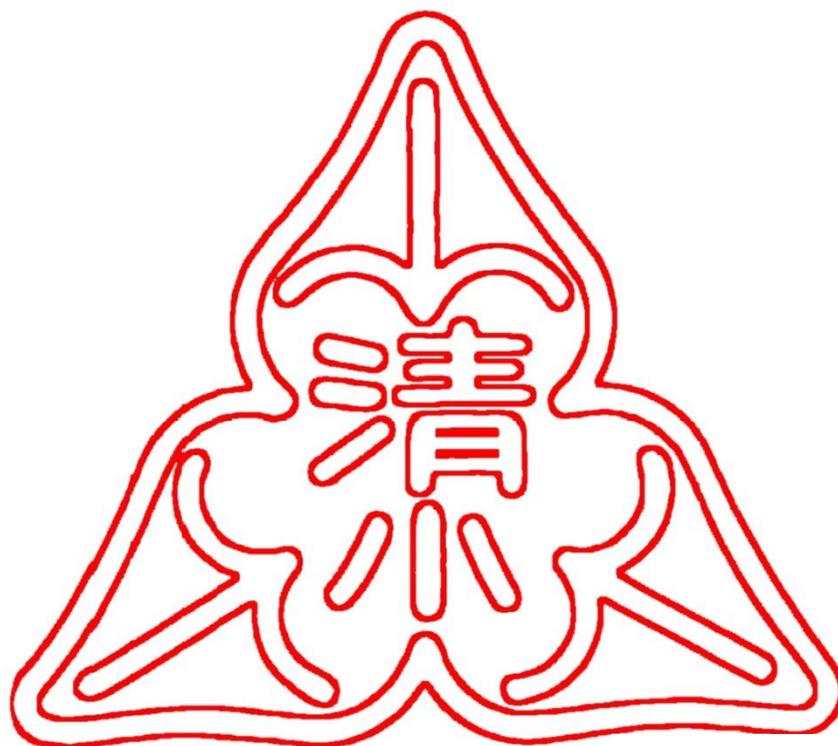


清進小学校いじめ防止基本方針



令和2年1月改定

所沢市立清進小学校

清進小学校いじめ防止基本方針

清進小学校のいじめの防止等に関する基本的な考え方	1
いじめの定義について	1
いじめの理解について	1
1 いじめの防止	2
2 いじめの早期発見	3
3 いじめへの対処	4
4 地域や家庭との連携	5
5 関係機関との連携	6
6 重大事態への対処	7

清進小学校いじめ防止基本方針

清進小学校のいじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめ問題の解決 → **未然防止** が第一

背景調査

早期発見

被害性
着目

保護者

共有

学校

共有

地域

安心して楽しく学べる学校づくり

いじめの定義について

○いじめの定義については、いじめ防止対策推進法の規定によるものとします。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

【いじめ防止対策推進法 第2条】

いじめの理解について

○いじめの理解については、共通の認識をもって対処するものとします。

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせます。

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉鎖性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成させるようにすることが必要です。

上記を踏まえ、「けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する」ことが大切です。

1 いじめの防止

【所沢市の取組】

- いじめは重大な人権侵害であり、許される行為ではありません。
- いじめはどの学校でもどの子にも起こり得る認識に立ち、いじめの未然防止に全力で取り組みます。
- いじめを発見したら、関係機関と協力して早期解決を図るとともに被害にあった子供に寄り添い守ります。
- いじめ問題については、あらゆる方策を講じて未然防止・早期発見・早期解決に全力で取り組みます。
- いじめの報告を受けた時、必要な措置を講ずることを指導・助言し、必要に応じて調査を行うなど、学校に対する必要な支援を行います。
- 11月を「いじめ撲滅強調月間」とし、意識の高揚を図ります。

【学校の取組】

- いじめの未然防止・早期発見に向け、校種間の連携や心のふれあい相談員やスクールカウンセラー、教育相談コーディネーターを活用した相談体制の充実、保護者や地域への啓発など、従来から行っている取組内容を見直し、いじめ重大事件を教訓として児童生徒の特性を踏まえた実効性のある取組をします。
- 児童生徒からの相談に対応できる体制整備を図り、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用するなど、関係機関との連携等を図り必要な支援を行います。
- 学級会での話し合い活動等を通して、「友達を思いやるクラスづくり」、「児童会が中心となったいじめ防止」への取組を通し、一人一人がいじめに対して自分にできることを考える機会とします。

(1) 集団づくり・人間関係づくりに向けた支援

児童の望ましい人間関係を育むために、SST（ソーシャル・スキル・トレーニング）をはじめとした適応指導を行うとともに、教育相談に関する教職員研修を継続して実施します。スクールカウンセラーや相談員、養護教諭、教職員が連携し、児童生徒に対し、ストレスマネジメントやSOSの出し方、ゲートキーパーとしての役割等についての授業を行うなどして、いじめの未然防止・早期発見・自殺予防に努めます。

(2) 「子供の人権」の啓発推進

研修会の中で「子供の人権」について啓発します。

<いじめは重大な人権侵害>

いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童に大きな傷を残すものであり決して許されないことを理解させます。

<いじめは刑事罰の対象に>

いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ることを理解させます。

<東日本大震災により被災した児童に対して>

東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童については、被害児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童に対してのいじめについて理解させます。

<配慮が必要な児童について>

特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。また、援助を求めることが苦手ないわゆる「目立たない生徒」の声なき声に耳を傾け、わずかなサインに目を配り、児童生徒それぞれの表現を引き出してしっかりと受け止めることの大切さを理解することに努めます。

(3) 道徳教育の充実

いじめ未然防止のため道徳教育の充実を図り、児童の豊かな心をはぐくみ、「いじめをしない、させない」資質を育てます。

「彩の国道徳 道徳教育指導資料集『学級づくりの羅針盤』～いま、道徳が『いじめ問題』にできること～」の活用の推進を図ります。

(4) 情報モラル講習会の充実

健やか輝き支援室生徒指導・いじめ問題対策員や関係機関と連携し、児童、保護者向けに実施している講習会の充実を図り、スマートフォン（メール、ライン等）やインターネットを適正に使用する能力・態度を育成します。

インターネットの使用に関するルールや情報モラル教育の充実に努め、児童が自主的にインターネットの使用に関するルールづくりを行うことや児童や保護者を対象に学校からの要望により、「生徒指導・いじめ問題対策員」による講演を行います。また、ネット上の不適切な書き込みを見つけ出すネットパトロールの充実を図り、学校への情報提供を行います。

2 いじめの早期発見

【所沢市の取組】

(1) いじめの的確な実態把握

○いじめ防止対策推進法の趣旨を各学校に周知徹底するとともに、各学校でいじめの認知が確実かつ適切に行われるように指導を行います。全小中学校で年間を通して定期的にいじめ実態調査を行い、いじめの疑いの事例も含めて各校の実態を確実に把握します。「学校ネットパトロール」を定期的実施し、インターネット上のいじめに関する情報把握に努めます。

○けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行うなど、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かの判断をしていきます。

○児童が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとつ

ては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、迅速に対応することを徹底していきます。

○市としてスクールカウンセラーや心のふれあい相談員を各学校に配置し、多くの子どもたちを見守ります。

(2) 学校・教職員への指導・助言

○教職員研修の実施児童や理解、問題行動の未然防止、適切な初期対応及び保護者との連携等に関する研修を行い、いじめに対する教職員の指導力の向上を図ります。

○教職員がいじめの発見や相談を受けた場合、また、些細な兆候が見られるなどの懸念がある場合は、児童生徒からの訴えを個人で抱え込まずに、または、対応不要であると個人で判断せず、直ちに全て報告、相談をし、組織的に対応を行います。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、「学校いじめ問題対策組織」に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることを理解します。

【学校の取組】

(1) 定期的ないじめの実態把握と校内における対応

○定期的に行ういじめに関する調査(学期に1回程度)、個人面談、「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童との間で日常行われている日記等を活用するなど、いじめは起こり得るとの認識のもと、いじめの疑いの事例も含めてその状況を的確に把握するとともに、校内で迅速に情報共有を行います。アンケートでは本音を書かない児童生徒がいることなど、アンケートの限界も十分認識したうえで、実態把握に努めます。

○相談室の存在を児童・保護者に積極的に周知し、相談しやすい環境づくりに努めます。スクールカウンセラーや相談員と教員、養護教諭等が連携して、多くの目で子供を見守ります。

○対応の必要なケースについては事実確認とともに、まずいじめられた側の児童の保護者との連携を十分に図ります。

○いじめは起こり得るとの認識のもと、いじめの疑いの事例も含めてその状況を的確に把握します。

○解決したと安易に判断せず、保護者との連携を図り長期的な見守りを組織として続けるよう、校内の組織を工夫します。

(2) 教職員の指導力の向上

○教職員がいじめの兆しを発見する目を養うとともに、適切に対応する力の向上を図ります。学級担任をはじめ、教科担当の教員、クラブ活動や委員会活動の担当教員、支援員、相談員、スクールカウンセラーといった児童に関わるすべての教職員は、日頃の人間的なふれあいを通して一人ひとりの児童と信頼関係を築き、児童を多面的、総合的に理解し、その子に合った支援に努めます。

○埼玉県教育委員会「彩の国 生徒指導ハンドブック I's 2019」や所沢市「いじめ対応マニュアル」を活用して、校内でのいじめや暴力行為の防止に関する研修を実施し、すべての教職員の資質能力の向上を図り、共通理解を図るとともに、個々の児童への指導の充実を図ります。

3 いじめへの対処

【所沢市の取組】

(1) 情報の共有

○学校がいじめと認知したケースについて、該当児童生徒のアンケートを学校と所沢市教育委員会
が共有し、個々のいじめの状況を的確に把握します。学校ごとの対応状況については、各学校が
作成する「いじめ対応状況報告書」を通して継続観察と必要に応じた指導を行います。

(2) いじめ相談窓口の周知

○所沢市立教育センターの教育相談室や健やか輝き支援室、いじめホットラインをはじめとする市
の相談窓口や、県がいじめ相談機関について、学校を通して毎年度すべての児童・生徒に配布す
るとともに、校内掲示を徹底します。なお、学校及び教師への不信感から学校関係機関への相談
を躊躇する場合には、その他、様々な相談機関を児童、保護者に周知するとともにその積極的な
活用を促します。

<主な相談先一覧> ※令和元年12月1日現在 ★は24時間対応

相談機関	電話等	相談内容等
埼玉県こころの電話 (埼玉県立精神保健福祉センター)	048-723-1447 月～金 9時～17時	心の健康や悩みに関する相談
こころの健康相談統一ダイヤル	0570-064-556 月～金 9時～17時	自殺防止 面接は予約制
埼玉いのちの電話	048-645-4343 ★24時間 365日	自殺防止
自殺予防いのちの電話	0120-783-556 毎月10日 8時～翌11日 8時	自殺防止
よりそいホットライン	0120-279-338 ★24時間365日(通話無料)	悩み全般
所沢児童相談所	04-2992-4152 月～金 9時～17時	こどもの養育、性格行動・しつけ、非行など
狭山保健所	04-2954-6212 ※時間については要確認	精神不安、悩み、学校に行きたがらない、気になる言動がある
24時間子供SOSダイヤル (文部科学省)	0120-0-78310 ★毎日、24時間受付	いじめなど子供のSOS
子どもの人権110番 (法務局)	0120-007-110 8時30分～17時15分	いじめ、体罰、虐待などの人権問題
さいたまチャイルドライン	0120-99-7777 16～21時	いじめ、不安、困りごと、寂しい時など
所沢市あったかサポート	04-2968-3960 月～金 9時～17時	子育て、健康など
よい子の電話教育相談 (埼玉県立総合教育センター)	(保)048-556-0874 (子)0120-86-3192	いじめ、不登校、学校生活など ★24時間
所沢市立教育センター (教育相談室)	(保)04-2924-3333 (子)04-2924-3334	子供に関する幅広い悩みなど 月～金 9時～17時
いじめホットライン(所沢市教育委員会健やか輝き支援室)	04-2998-9099 月～金 8時30分～17時	いじめなど

(3) いじめ改善に向けた制度の運用

- 性行不良による出席停止（学校教育法 35 条）等については、個別の状況を見極めた上で検討します。

【学校の取組】

(1) いじめ問題に対応する体制の整備

- 学校だけでは解決が困難ないじめに関する問題に対応するために、所沢市立教育センターなどの関係機関による相談体制を整えます。
- 「学校いじめ防止基本方針」を定める際には、国の基本方針、埼玉県基本方針、所沢市基本方針を参考にし、「いじめの防止のための取組」「早期発見」「いじめ事案への対処のあり方」「教育相談体制」「生徒指導体制」「校内研修」等を定めます。
- いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する体制を支援していきます。

(2) 教育相談の充実

- ① 児童生徒が相談しやすい校内体制の工夫
 - 相談週間を設定したり、相談する時間帯や場所などを工夫したりするなど、児童が自身の思いを表現できる環境づくりに努めます。
- ② 多面的な相談体制の構築
 - 校内に組織されている生徒指導委員会、児童理解委員会など、いじめを解決するための包括的な体制を整えます。

(3) いじめる側の児童への実効性のある指導

① 毅然とした指導の徹底

- いじめる側の児童に対する指導については、全職員が毅然とした態度で一丸となって臨み、状況が改善しない場合は、別室指導等にて個別の働きかけを行います。

② 保護者と一体となったいじめ改善

- いじめる側の児童に対する指導については、その保護者にも状況を伝え、市や学校の基本姿勢を繰り返し指導し、保護者とともに改善を図るように努めます。
- 「学校いじめ防止基本方針」については、ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに入学時や各学年の年度初めに、児童、保護者、関係機関等に周知します。

③加害児童に対する成長支援

- いじめの加害児童に対する成長支援の観点から、加害児童が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めるよう周知します。

(4) 児童・生徒の主体的な活動の促し

- 児童自らが望ましい人間関係を構築するための具体的な手立てを学級活動等で指導します。

(5) いじめの解消について

いじめの解消は、単に謝罪をもって安易に解消とせず、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

① いじめに係る行為が止んでいること

- 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているも

のを含む)が止んでいる状態が相当な期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただしいじめの被害の重要性から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ問題対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとします。学校の教職員は、相当な期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した

段階で判断を行います。その時点で、行為が止んでいない場合は、改めて、相当な期間を設定して、状況を注視していきます。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうか判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有します。学校いじめ問題対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するために、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、実行します。

※ いじめが「解消している」状況とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察します。

※ 卒業をもって直ちに「解消しているもの」と判断することがないようにする。(小から中への引継ぎ等。)

4 地域や家庭との連携

【所沢市の取組】

(1) 保護者・地域との連携強化及び啓発の促進

① 保護者・地域と一体となったいじめ解消に向けた取組の実施

児童は発達段階の中で様々な葛藤に苦しみ、ストレスを感じていることがあります。また、人間関係のトラブルに対する悩みや困りごとを誰にも打ち明けられず、うちに溜め込んでしまうことも増えています。そのような不安を抱えた児童たちを、家庭や地域の多くの大人たちが関わり、気持ちを受け止め、見守っていくことで、いじめの早期発見、解決につながるよう、学校と保護者・地域等の連携をより一層推進します。加えて、各学校におけるいじめ防止に対する取組や講演会には生徒指導・いじめ問題対策員が参加して支援をしていきます。

② 全教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携

「いじめている子供への指導」「いじめられている子供への支援」「周りではやし立てる子供への対応」「見てみぬふりをする子供への対応」「学校全体への対応」について共通理解をもって対応します。

③ ポスター等を活用した積極的な情報発信

いじめ防止に関する優れた取組や豊かな心の育成に向けた実践、いじめ対応のポイント等を計画的に広く市民に啓発します。

④ 学校内外の関係者からの幅広い情報収集

学校評議員会、民生委員との話し合い、所沢市安全安心な学校と地域づくり支部会議など、研修

会や報告会を活用し、地域関係者からもいじめに関する情報を広く聞き取り指導に生かします。

【学校の取組】

(1) 保護者・地域との連携強化及び啓発の促進

○自校の学校生活の様子やいじめの実態、対応方針等について、保護者会、学校だより及びホームページ等を通じて積極的に情報発信します。

○学校においては、「せいしんネット」と連携した児童の見守りを検討します。

(2) 校種間及び関係機関との一層の連携

○卒業時等における的確な情報伝達は、小中連携の視点も踏まえ、適切な時期に異校種間でいじめにかかわる情報連携を行います。

○必要に応じて、諸機関（児童相談所、所沢警察署、こども相談センター、民生委員・児童委員、主任児童委員、県立総合教育センター）との連携を進めていきます。

(3) 幼児期からのいじめ未然防止に向けた取組の推進

○「子育ての目安『3つのめばえ』」を活用し、幼児期からのいじめの未然防止に向けた取組を促します。

5 関係機関との連携

【所沢市の取組】

○関係機関との連携

いじめ問題の早期解決に向け、学校と所沢市教育委員会との連携を強化するとともに、第三者や専門家の意見を取り入れる仕組みを整え、関係機関との連携を深めます。

(1) 子供関連機関との連携強化

○教育相談室や適応指導教室、ほうかごところ、放課後や休日等に児童生徒が過ごす児童クラブや生活クラブ等、学校教育以外の所管する部署とも定期的に情報共有を継続し、いじめの解消を図ります。

(2) 対応組織の整備

①安全・安心な学校と地域づくり推進本部会議の役割

○学校及び地域が連携して危機管理体制を整え、学校内外での事件、事故、及びいじめを未然に防止するとともに、地域の防犯体制の強化及び交通安全の推進を図り、安全で安心な学校と地域を構築します。

②健やか輝き支援委員会の役割

○第三者を含めた健やか輝き支援委員会が、各学校が定める「学校いじめ防止基本方針」が機能し、取組に対する修正・見直し等が実施されているかについて巡回訪問等で点検をし、必要に応じて指導・支援を実施します。また、重大問題が発生した際は、健やか輝き支援委員会いじめ問題対策チームを立ち上げます。

(構成員) 健やか輝き支援室長、指導主事、心理士、生徒指導・いじめ問題対策員（警察OB）、安全安心対策推進員、支援員（保護司、民生児童委員）とします。

【学校の取組】

(1) 子供関連機関との情報共有

○いじめの要因は様々であることから、ほうかごところ、所沢市立教育センター、こども支援センター、福祉関連機関、児童相談所及び警察等との情報共有を継続的に行います。

6 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

【所沢市の取組】

(1) 重大事態の報告

学校の設置者及び学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断をしないように慎重に対応をしていきます。

「重大事態」の意味を全関係者が理解しておくとともに、いじめにより重大な被害が生じたという申し出が児童や保護者からあったと学校からの報告を受け、重大事態の発生を市長に報告します。

(2) 学校に対しての指導・支援

学校が調査主体となる場合であっても、法28条第3項に基づき、学校に対して、いじめ問題対策委員会による必要な指導又は適切な支援を行います。

いじめの事案で被害児童が学校を転学した場合は、転学に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当することが十分に考えられ、適切に対応を行うよう支援を行います。

児童が欠席していないことから、不登校重大事態の定義には該当しないため詳細な調査を行わないなどといった対応がとられないことがないよう留意します。

児童または保護者からの申立ては、学校が把握していないいじめに関する極めて重要な情報である可能性があることを踏まえ、重大事態としての調査に当たるべきであり、申立てについて調査をしないまま、いじめの重大事態でないと断言することはあってはなりません。

(3) 調査の実施

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合には、いじめ問題対策委員会による調査をできる限り迅速に実施し、客観的な事実関係を明確にします。

(4) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供

調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明を行います。これらの情報提供に当たっては、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

② 調査結果の報告

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

学校主体の調査によって報告された調査結果及び教育委員会の調査結果について、市長に報告します。

(5) その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷付き、学校全体の児童や保護者、地域にも不安や動揺が広がることもあり、時には事実に基づかない風評等が流れる場合もあります。学校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意します。

重大事態への対処

危機管理のさしすせそ

さ：最悪を想定して
し：慎重に・真剣に
す：素早く対応
せ：正確に・誠実に
そ：組織で対応

重大事態の発生

- 詳細な事実確認
(いつ、どこで、
誰が、何を、
どのように等)
- 組織で対応
(誰が、何を、
どうする等)
- 軽率に判断しない

所沢市教育委員会に報告

教育委員会からの指導・支援

いじめ問題調査組織設置 (調査の実施)

< 重大事態に進展し、教育活動に支障が生じる場合 >

いじめ問題対策委員会による指導・支援

いじめを受けた児童・保護者への 適切な情報提供 (他の児童のプライバシーを配慮)

児童と保護者への心のケア

一貫した情報発信

所沢市教育委員会に報告

7 再調査への措置

【所沢市の取組】

(1) 再調査

(公立の学校に係る対処)

第30条第2項 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

① 再調査

学校主体の調査結果報告を受けた市長が、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同様の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは、法28条第1項の規定による調査の結果について、いじめ問題対策委員会による調査（以下「再調査」という）を行います。

② 再調査の結果を踏まえた措置

再調査の結果を踏まえ、自らの権限において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同様の事態の発生の防止のために、指導主事の派遣による重点的な支援、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者などの配置等の支援を行います。また再調査の結果については、市長が議会に報告します。

【学校の取組】

(1) 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに所沢市教育委員会に報告します。

(2) 調査の実施

校内いじめ問題調査組織を設置し、調査を実施し、客観的事実を明確にします。

また、所沢市「いじめ対応マニュアル」に沿って対応をします。

(3) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供

調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明を行います。これらの情報提供に当たっては、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

② 調査結果の報告

調査結果について、所沢市教育委員会に報告します。